

平成 26 年度第 1 回島根県県民いきいき活動促進委員会の概要

日時：平成 26 年 5 月 29 日（木）
13:30～15:36

場所：島根県民会館第 1 多目的ホール

1. 島根県県民いきいき活動促進委員会及び島根社会貢献基金活動支援事業審査会の委員の交代について

- ① 島根県商工会女性部連合会副会長の高木恵子氏と、江津市政策企画課主事の平木沙希氏が、新たに委員に加わったことが事務局から報告された。
- ② また、高木氏は「寄附者設定テーマ型協働事業の審査委員」に、松江市市民生活相談課専門企画員の岡田美穂氏は、「しまね協働実践事業」及び「多様な主体との協働推進事業」の審査委員に就任する旨、事務局から報告された。

2. 議事

（議題 1）島根県県民いきいき活動促進委員会「基本問題検討部会（仮称）」の設置について

- ① 事務局から、島根県県民いきいき活動促進委員会の専門部会として新たに「基本問題検討部会（仮称）」を設置する件について、説明があった。
- ② 協議の結果、「基本問題検討部会（仮称）」の設置は委員会において了承された。なお、部会の構成員の選任は委員長一任となった。また、部会の名称は、部会において正式に決定されることとなった。

<主な意見等>

- 学生のボランティアに対する関心や活動が高まりつつある。部会において学生の意見を聞くことがあってもよいのではないか。
- 部会の構成員に学生を入れるかどうかは検討の余地があるが、部会の委員に学生の意見を聞いてもらうとか、部会として学生の意見を聞くために出かけていくとか、いろいろなやり方はある。

○議題 1 の関連報告

議題に関連する報告事項として、資料 3～資料 8 に基づき、事務局から説明があった。

<主な意見等>

- NPO 法人の解散理由調査については、人事異動のある所轄庁の担当者が必ずしも過去の解散理由について詳しく知っているとは限らない。この調査で解散を減らす施策を導くための原因はつかめないと思う。
- 県が解散理由調査を実施することは意味がある。その結果、解散数を減らすのか、法人数を整理したほうがよいのか見えてくると思う。データがあった方が、基本問題検討部会の中でも議論できる。

- NPO法人となって所轄庁から情報公開を厳しく求められるよりも、一般社団法人の方が自由に活動できるという意見もある。社会貢献活動を行うにしても必ずしもNPO法人でなければならないということはない。株式会社であってもよい。今やNPO法人は一つの選択肢でしかない。NPO法人を解散して一般社団法人になる方がよいという考え方もある。NPO法人であり続けるメリットが見えにくい。今は社会貢献活動促進基金を使えることだけのように思える。
- 何を目的として施策を実施するのか明確にすべき。社会貢献活動が島根県において活発になることが目的であれば、NPO法人の増減は問題ないという考え方もある。NPO法人だけが社会貢献活動をやっているわけではないからだ。一般社団法人という選択の方法もある。社会貢献活動の活発化が目的であるならば、NPO法人にこだわる必要はない。一般社団法人や企業を巻き込む方向性が必要だと思う。
- 県は部会において、社会貢献基金制度の検討に力を入れていく方針のようだが、基本方針の成果指標一覧表の指標ごとに、現状把握をきちんとやった上で議論を行うことが前提ではないか。
- 社会貢献基金を寄附者の方に説明することが難しい。基本的にはふるさと納税のしくみを使っているはず。ふるさと納税は一般の方が良く知っており、寄附者にお礼として見返りもある。社会貢献基金も寄附者にプレゼントするなどすれば寄附も増えるのではないか。ただし、そもそも団体への寄附ではないので、団体がお礼するのもおかしい話になる。県では検討できないか。
- 社会貢献基金への寄附制度は県がつくるが、寄附を集めるのはNPO法人の役割との基本的な考え方が当初からあった。ふるさと納税のように県が寄附者へお礼する制度をつくるかどうかは議論のあるところだ。

（議題 2）県民いきいき活動奨励賞顕彰要綱の改正について

- ① 事務局から、県民いきいき活動奨励賞顕彰要綱を改正する件について、説明があった。
- ② 今年度の募集から、「学生部門」に代わり「ユース部門」を設け、学校に在籍する者だけでなく若年層全体を表彰の対象とすることについて了承された。
- ③ なお、従来、副賞として奨励金を授与していたが、今年度の募集から取りやめる件については、本顕彰制度の趣旨に添うよう受賞者の広報を行うのであれば了承できるとされた。

<主な意見等>

- 顕彰要綱の中に、「県民いきいき活動について、この表彰と同等以上の表彰等を受けたことがないものであること」の記載があるが、県ではこの奨励賞の他に

文化活動や環境活動等に対する別の表彰制度がある。他で表彰されていたらだめなのか。あらかじめ事務局で分かっているのであれば、過去の受賞団体のリストを示しておき、それ以外の団体を推薦してもらう形にしたほうがよいのではないか。

- 奨励金は応募者側にとって大きな動機付けになると考える。予算に苦しむ団体にとっては5万円も大きな額だ。県が広報するというのであれば、どのような広報するのか明らかにしなければならない。賞状だけではありがたいと思ってもらえないと思う。応募が少なくなることが懸念される。

(議題3)「県民いきいき活動促進基本方針」施策の評価と検証について

- ① 事務局から、県民いきいき活動促進基本方針における施策の評価と検証に用いる指標「力のあるNPO法人数」の抽出基準及び方法の案について、説明があった。
- ② 「力のあるNPO法人」の基準は、事務局案を前提とし、委員長において細部を検討することとなった。また、NPO法人に対するアンケート調査をどのような内容とするのかについては、委員長一任となった。

<主な意見等>

- 力のあるNPO法人の基準として「仮認定特定非営利活動法人になるための基準」を用いるのは違和感がある。ある程度の書類さえ整えば仮認定は取れるものであり、認定と異なり仮認定基準の中には社会がその法人をどう評価しているのかという基準がない。仮認定の基準は、「力があるかどうか」ではなく、「不適切な運営をしていないかどうか」を判断するものだ。
- 法人の代表者と運営責任者の「力があるかどうか」の認識が異なったり、資金力がないところほど人材力があったりするケースなどさまざまだ。法人がどの程度のミッションを描いているかで力のある・なしを自己評価できるものと思う。
- 法人自身がどの点に力を入れているのかを把握した上で自己評価してもらい、それを今後の参考にしていくという考えもある。県が力のある法人の基準を決めてしまうのもどうかという意見もある。
- NPO法人について力のある・なしを決めてもあまり意味はない。それよりも社会の中で社会貢献活動を行う雰囲気はどうやってつくっていくのかが重要ではないか。たとえNPO法人になれなくても、小さな社会貢献活動がどんどん生まれていく方が大事なことだ。
- 県民いきいき活動の「深化」を測る基準としてふさわしいのは、「力のある」というのではなく、「力がついてきた」ではないだろうか。生まれたばかりの法人が少しでも自立して運営できるようになれば、それも「深化」といえる。

3. 閉会

- 次回のいきいき委員会は、10月頃に第2回の会合を行うこととなった。
- 基本問題検討部会（仮称）の会合日程については、部会の構成員が決まった後、決定することとなった。